

立山町への定住を支援します！

(定住促進事業)

R4.4作成

立山町への定住促進及び地域経済の活性化を図るため、町内で住宅を取得又はリフォームを行う費用の一部を補助します。

■対象住宅

- ・令和3年4月1日以後の契約に基づき住宅取得等をした住宅（併用住宅の場合は、居住部分）であること。
 - ・リフォームの場合は所有権移転登記完了後1か月以内の契約であること。
 - ・住宅取得等に要する費用が100万円以上であること。
 - ・賃貸を目的とするものでないこと。
 - ・建築基準法等の法令に基づき、適正に建築された住宅であること。
 - ・居住部分の延べ面積が70平方メートル以上であること。
- ※併用住宅とは・・・
居住部分と事業に使用する部分とが結合している住宅であって、居住部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上あること。
- ・過去にこの支援事業による補助金の交付を受けたことがない住宅であること。

■対象者

住宅取得に係る契約を締結した者又は住宅の所有権を持ち、リフォームに係る契約を締結した者で下記の要件を全て満たす者
※新たに三世帯同居を始めるためのリフォームである場合は、所有者の子又は孫も対象になります。

- ・立山町内に住民登録をしていること。
- ・世帯全員が、町税等を滞納していないこと。
- ・世帯員に暴力団員がいないこと。
- ・立山町移住定住事業補助金、立山町三世帯住宅取得支援事業補助金及び立山町新婚世帯新生活支援事業補助金の交付並びに立山町若年世帯新生活支援事業行政ポイント付与を受けていないこと。
- ・過去にこの支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。

■補助対象経費

住宅取得等に要する経費のうち、居住部分に係るもののみとします。ただし、下記の経費は、**補助対象経費に含みません**。

- ・車庫、カーポート及び物置等の設置工事
- ・門、塀、その他の外構工事
- ・敷地造成
- ・移動や取り外しが可能な家具の購入及び設置並びに家電製品の購入
- ・電話及びインターネット等の配線工事
- ・公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
- ・補助金の交付を受けようとする世帯の者が自ら施工する工事
- ・リフォームを伴わない解体工事
- ・その他町長が補助の対象として適当でないと認める工事

△申請期間：住宅取得等に係る支払いが完了した日の翌日から起算して1年以内

手続きの流れ

新築・購入・リフォーム

交付申請書類の提出

【提出書類】

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②住宅の写真
（※リフォームの場合は、施工箇所の**工事着工前**及び**工事完了後**の写真）
- ③工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ④領収書の写し
- ⑤建物の登記事項証明書（原本）
- ⑥配置図及び各階平面図
- ⑦住宅の位置図
- ⑧世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載があるもの）（原本）
（※三世帯同居の場合は、三世帯同居世帯全員の住民票であり、申請書提出日から起算して1か月以内に発行されたもの）
- ⑨県外からの転入の場合、戸籍の附票等県外で連続して5年以上居住していたことがわかるもの（原本）
（※申請書提出日から起算して1か月以内に発行されたもの）
- ⑩三世帯同居又は近居の場合、戸籍全部事項証明書等親子関係がわかるもの（原本）
（※申請書提出日から起算して1か月以内に発行されたもの）
- ⑪妊婦の場合、母子健康手帳の写し
- ⑫町内で就労の場合、町内の事業所で勤務または町内で起業していることがわかるもの
（例）・就労証明書
・開業届出済証明書 など
（※申請書提出日から起算して1か月以内に発行されたもの）
- ⑬その他町長が必要と認める書類

申請書類の審査

交付決定・補助金額確定通知

補助金の交付請求

補助金の支払い

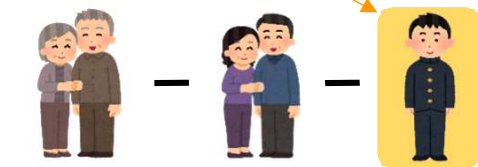
■補助金額

基本額10万円+加算額の合計 又は 補助対象経費の2分の1 のいずれか低い額

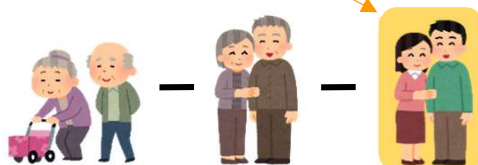
	要件	加算額
県外から転入 [新築、購入、リフォーム]	いずれにも該当すること。 ①富山県内に 住民票を異動する直前に、世帯全員が連続して5年以上 、県外に在住していたこと。 ※5歳以下は除く。 ②住宅取得等に係る契約を締結した日において、 転入日から3年以内 であること。 ※県外から県内の他市町村に転入し、3年以内であることを含む。	40万円
空き家情報バンクに登録された物件 [購入、リフォーム]	いずれにも該当すること。 ①立山町空き家情報バンクに登録された空き家を購入後に入居又は購入後にリフォームすること。 ※空き地は対象外。 ②立山町空き家情報バンクに 利用登録を受けた者 が住宅取得等を行うこと。	20万円
町内施工業者が施工 [新築、購入、リフォーム]	町内に本店又は主たる事業所を有する法人又は個人による施工であること。	10万円
新たに三世代同居をする [新築、購入、リフォーム]	いずれにも該当すること。 ①三世代以上で 同居又は近居 をするために、新たに住宅取得等を行うこと。 ②交付決定日から3年以上、三世代同居が継続すること。 ※リフォームに係る契約については、住宅所有権を持つ者の子世帯と孫世帯も補助対象者となることことができる。 ※交付決定日から3年以内に三世代同居でなくなった場合は届出が必要です。	同居の場合 30万円 近居の場合 20万円
立山町内で就労 [新築、購入、リフォーム]	補助金の交付申請日において、世帯員のいずれか1名以上が立山町内の事業所で勤務または町内で起業していること。	10万円

三世代同居とは・・・

- ① 親と同居又は近居する**中学生以下の子ども**のいる世帯

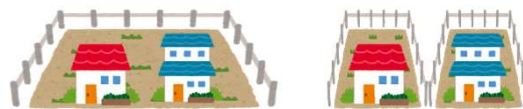


- ② 祖父母及び親と同居又は近居する**夫婦の合計年齢が80歳未満**の世帯



近居とは・・・

対象の世帯が同一又は隣接する敷地内にある別棟の住宅で居住すること。



■お問合せ

〒930-0292
 富山県中新川郡立山町前沢2440番地
 立山町役場 企画政策課 地域振興係
 電話：076-462-9980（直通）